

改正増刷用 12P
✓ • B5→A4(フォトアップ)
• 改正部あり(赤字)

浜松市天王町中自治会規約

平成 7 年 10 月
(令和 3 年 4 月改正)
~~平成 7 年 10 月~~

天王町中自治会

目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 目 的

第 3 章 会 員

第 4 章 役 員 及 び 組 長

第 5 章 会 議

第 6 章 資 産 及 び 会 計

第 7 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

第 8 章 雑 則

天王町中自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、天王町中自治会という。

(区域)

第2条 この会の区域は、浜松市天王町のうち一級河川安間川、市道天王35号線、市道天王41号線、市道天王42号線、普通河川天王26号排水路、上西都市下水路1号幹線、天王町と篠ヶ瀬町の境界及び天王町と北島町の境界で囲まれた区域並びに浜松市北島町3の2から3の5までの区域とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、浜松市天王町731番地に置く。

(会の組織)

第4条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会に部、組を置く。

第2章 目的

(目的)

第5条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 住民生活の安全確保に関すること。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。

- (5) 住民の健康増進に関すること。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関すること。
- (7) 地域内の老人、婦人、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。
- (8) 自治会連合会、地区自治会連合会その他の団体との連絡及び協調に関すること。
- (9) 市役所その他官公署との連絡及び協力に関すること。
- (10) その他目的の達成のために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を所有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(会費及び入会金)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入会)

第8条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(抛出品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び組長

(役員及び組長)

第11条 この会に、次の役員及び組長（以下「役員等」という。）を置

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会 計 1名（副会長兼務可）
- (4) 代議員 各部4名以内
(会長、副会長、会計及び監事並びに部長を含む。)
- (5) 監 事 1名
- (6) 部 長 各部1名
- (7) 組 長 各組1名

(役員及び組長の選出)

第12条 会長は、代議員の中から代議員会で推薦し、総会において選出する。

- 2 副会長及び会計は、代議員の中から会長が推薦し、代議員会で選出する。
- 3 代議員は、各部の会員の中から選出する。
- 4 監事は、代議員の中から代議員会において選出し、他の役員と相互に兼ねることができない。
- 5 部長は、各部の代議員の中から選出する。
- 6 組長は、各組の会員の中から選出する。

(役員等の職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 代議員は、部を代表し、会長・副会長及び所属する組長との連携を緊密にするとともに、部内を調整し、会務の執行に参画する。
- 5 監事は、次の業務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会および総会を招集すること。

- 6 部長は、部を代表し部内の代議員及び組長との連携を密にするとともに、部内の調整、諸般の連絡その他の会務を分掌する。
- 7 組長は、組を代表し、所属する代議員との連携を密にするとともに、組内の調整・諸般の連絡その他の会務を分掌する。
- 8 前号に掲げるもののほか、役員等は常に会員の実態を把握し、融和と連帯意識の高揚のために、意を用いるとともに、転入者その他未加入者の加入について、理解を求めるよう努めるものとする。

(役員等の任期)

第14条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。組長の任期は1年とする。

- 2 役員等に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第15条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が代議員会の同意を得て委嘱する。

(専門委員会)

第16条 この会に、第5条に規定する事業を円滑に行うため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 専門委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 この会の会議は、総会、代議員会、三役会、部集会および組集会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 代議員会は、代議員をもって構成する。

- 3 三役会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。
- 4 部集会は、所属する各部の会員をもって構成する。
- 5 組集会は、各組の会員をもって構成する。

(議決事項)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 重要な契約を締結すること。
- (4) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 代議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に必要なこと。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、代議員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(代議員会)

第22条 代議員会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第23条 総会、代議員会及び三役会は、会長が招集する。部集会並びに組集会は、部長並びに組長が必要であると認めたとき部長、組長が招集する。

2 会議を招集する場合は、招集者は、会議対象者に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、代議員会については、あらかじめ開催日時を定めてある場合及び会長が緊急に開催する必要がある

と認めたときは、この限りではない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

- 2 代議員会及び三役会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 部集会、組集会の議長は、部長、組長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

- 2 代議員会の議事は、代議員の過半数をもって決する。
- 3 三役会、部集会及び組集会は、出席人数の過半数をもって決する。
- 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に掲げる資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第31条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事及び代議員以外の会員（3名以内）の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の2分の1以上の同意を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

20第2号から第5号

第36条 この会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の2分の1以上の議決を得て決定する。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第38条 この会は、その事務所に会員名簿、財産目録等必要な帳簿を備え付けておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行について必要な事項は、代議員会において別に定める。

(公会堂・表彰規定)

第40条 この会の、公会堂管理運営・表彰規定については別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年10月29日から施行する。
- 2 平成22年5月19日改正 第11条(2)
- 3 令和3年4月20日改正 第11条(4)